

議案第 59 号

北本市印鑑条例の一部改正について

北本市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 8 月 25 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市印鑑条例の一部を改正する条例

北本市印鑑条例（昭和 51 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 号に規定する個人番号カードをいう。）を使用して暗証番号を入力する」を「自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）をいう。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）をいう。）を使用して暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証

を行う」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。